

氏は組合創立（大正八年五月十八日）以來陰に陽に同組合を庇保して其大を爲さしめたり。佐藤氏が範を同組合に仰ぎしや否やは知らず、電業員組合も亦穩健、非鬭争を其精髓とするの觀ありき。

同組合の事務所は大阪市難波河原町一五四二ノ九にあり、一般電氣的業務に従事する労働者（規約第三條）を以て會員とす。九年十二月末現在會員概數二千六百名、凡て大阪市及附近の電燈及電車従業員なり。支部數六、中之島、安治川、春日出、高津、兼平及天下茶屋之にして、創立の當初「大阪電燈株式會社勤務の労働者のみを以て組織するところの縦斷的組合なりしも、時世の進運に伴ふ必要あり、大正九年十月二十一日、組合規約を改正し、横斷組合となすと共に、主義主張を闡明し、機關を確立し、勞各種規定を制定して、最も健實なる活動を爲すの準備を整へ、更に大正九年十一月十八日、關西働組合聯合會（大正九年十月二十日設立。加盟組合は大阪印刷工革新同志會、大阪刷子工組合、向上會、關西鐵工組合鐵心會、電業員組合、友愛會大阪聯合會、大阪商工青年團、伸銅工組合新進會、人力車夫聯盟會、關西屋外労働誠友會、大阪仲仕人夫労働組合）に加盟し、目的を等しうするところの労働組合と提携活動すること、なれり。同組合が將來に期圖するところは「先づ大阪市及附近の電氣従業員の結束を圖り、進んで關西一圓の同業労働者の一大團結を期するにあり（其組合報告に據る）。其主義として宣言するところに、國家は吾人の棲家なり。労働は吾人の天職なり。正義は吾人の信条なり。平和は吾人の理想なり。吾人は此觀念に立脚して眞の幸福なる社會建造の使命に貢獻するところあらんと。

電業員組合は、代議員會（毎年二回）を以て議決機關とし、理事會（毎月一回）を以て執行機關とす。役員は組合長一名、理事及代議員若干名（すべて無給）にして、代議員は各支部を一選舉區とし、支部員五十名毎に一名、最後の端數三十名に對し更に一名を加へ、其任期一ケ年なり。是れ組合の最高決議機關たり。組合長は代議員會の選舉するところにして任期二ケ年、理事は組合長之を推舉し、其行動をともしするの特色ある規定あり。但し別に年一回大會を開き、業績並に會計に關する報告をなし、又組合の重大事項を協議す。爭議當時の役員左の如し。

組合長、佐藤安太郎、常務理事兼會計、村井晴五郎、伊藤芳太郎、出版宣傳理事、渡邊秀作、仙波正將、杉谷七太郎、購買理事、三好正、田中金次、紹介理事、徳田政太、外務理事、篠塚佐六、山端清、支部長千日前 村井晴五郎、中之島 山端清、春日出 渡邊秀作、安治川 上杉谷七太郎
高津 木村孝次郎、天下茶屋 土井岩松、安治川 松谷甚一郎

會計は加入金五十錢、會費月額金二十錢、共濟、出版、宣傳、紹介、購買、調査を事業とし、技術、法律、衛生に關する顧問を置く。其非鬭争的精神は同組合創立の特色にして、是を其規定に見るも、會則第七章「爭議」の章に之を求むれば、「第卅八條 本組合員にして傭主其他に對し爭議を醸さんとするの虞ある時は當該支部長は直に其詳細を組合長に報告すべし。等三十九條 組合長前條の報告を得